

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議(次第)

日時：令和8年3月23日（月） 10時～12時

場所：teams会議

| | 主な説明項目 | 担当課 |
|-------------|---|---|
| 10:00 | 開会 | |
| 10:00～10:10 | 1. 今年度の障害福祉サービスにおける運営全般について (事業所の事故報告、障害者虐待、県の行政処分の状況について) | 障害者支援課 ・施設支援担当 ・施設整備・法人指導担当 ・地域生活・医療的ケア児支援担当 |
| 10:10～10:20 | 2. 令和8年度臨時報酬改定について | |
| 10:20～10:25 | 3. 県への各種届出について | |
| 10:25～10:35 | 4. その他注意事項について ①共同生活援助（グループホーム）の運営について ②児発管欠如が発生していることに伴う注意喚起 | |
| 10:35～11:10 | 5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について ①埼玉県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金について ②埼玉県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金について ③障害者就労施設生産性向上支援事業について ④性被害防止対策に係る備品購入補助について ⑤障害児（者）施設等の整備、財産処分等について ⑥重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進について ⑦障害者施設等新入職員交流会について ⑧強度行動障害者の地域移行・定着支援に向けた支援について | |
| 休憩 | | |
| 11:20～11:30 | 6. 知的障害児の知的障害者施設への受入れ協力をお願いについて | 熊谷児童相談所 |
| 11:30～11:35 | 7. 障害児の一時保護委託に係るアンケート協力をお願いについて | こども安全課 児童虐待対策担当 |
| 11:35～11:40 | 8. 県立特別支援学校生徒が生活介護事業所へ入所する際の課題 | 特別支援教育課 特別支援学校就労支援担当 |
| 11:40～11:50 | 9. 障害者施設の木造・木質化のメリットと補助金について 埼玉県木造建築技術アドバイザー制度について | 森づくり課 木材利用推進・林業支援担当 |
| 11:50～11:55 | 10. 障害者雇用推進への取組「業務サポートオフィス」 | 警務部警務課 企画第二係 |
| 11:55～12:00 | 閉会 | |

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

1. 今年度の障害福祉サービスにおける運営全般について
(事業所の事故報告、障害者虐待、県の行政処分の状況について)
-

埼玉県福祉部障害者支援課

危機管理マニュアル・事故報告等について

危機管理マニュアルの掲載及び事故等の県への報告について

利用者の安心、安全を確保するため、危機管理の未然防止及び事件・事故が発生した場合の対応をまとめた「危機管理マニュアル」をホームページで公開しています。また、県へ報告すべき事件・事故の範囲をマニュアル内で明示していますので、適切に御対応ください。

(1) マニュアル掲載場所：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuukanki/index.html>

(2) 県への報告先

| | |
|------------------------|----------------------------------|
| 県福祉事務所 | 障害児（者）入所施設、障害者通所事業所、児童発達支援センター |
| 県障害者支援課 施設整備・法人指導担当 | グループホーム |
| 県障害者支援課 地域生活支援担当 | 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅介護等事業所 |

(3) 参考（県へ報告の多い事故報告の類型）

誤薬、利用者の怪我・裂傷、インフルエンザなどのウイルス感染※、入所者の死亡届、
離接・無断外出 など

※感染症は、10人以上又は事業所の半数以上が感染した場合、県へ事故報告書を提出

障害者虐待について

1 障害者福祉施設等の虐待防止と対応について

障害者虐待防止法において、障害者福祉施設等職員などは虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めることとされている。

(1) 施設等による虐待防止のための取組

- ・虐待防止に係る研修実施
- ・虐待防止委員会の設置
- ・虐待防止の担当者の配置
- ・苦情処理体制の整備
- ・その他（管理者による日常的な支援場面等の把握、関係機関との連携協力体制の構築など）

(2) 虐待が疑われる事案があった場合の対応（※市町村による虐待認定時は、県へ事故報告書を提出）

- ・虐待を受けた可能性のある利用者の援護市町村への通報
- ・虐待を受けた障害者や家族への対応
- ・原因の分析と再発の防止 等

2 県内の障害者虐待の状況について

(1) 虐待の件数

ア 通報届出件数

| | R4 | R5 | R6 |
|-------------------|-----|-------|-------|
| 虐待通報届出件数 (①+②) | 837 | 1,075 | 1,045 |
| ①施設職員等による虐待 | 200 | 249 | 267 |
| ②養護者による虐待 | 637 | 826 | 778 |

イ 認定件数

| | R4 | R5 | R6 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 虐待認定件数 (①+②) | 151 | 154 | 163 |
| ①施設職員等による虐待 | 36 | 46 | 60 |
| ②養護者による虐待 | 115 | 108 | 103 |

(2) 認定された障害者福祉施設

従事者等による虐待内訳

ア 施設の内訳

| | R4 | R5 | R6 | | R4 | R5 | R6 |
|--------|----|----|----|------------|----|----|----|
| 施設入所支援 | 4 | 7 | 11 | 就労移行支援 | 1 | 3 | 1 |
| 居宅介護 | 1 | 2 | 1 | 就労継続支援A型 | 2 | | 1 |
| 重度訪問介護 | 1 | | | 就労継続支援B型 | 3 | 3 | 3 |
| 行動援護 | | | 1 | 共同生活援助 | 16 | 14 | 29 |
| 療養介護 | | 1 | | 特定相談支援 | | 1 | |
| 生活介護 | 5 | 6 | 6 | 移動支援 | | | |
| 短期入所 | | 2 | 3 | 児童発達支援 | 1 | 4 | 1 |
| 自立訓練 | | | | 放課後等デイサービス | 2 | 3 | 3 |

障害者虐待について

イ 虐待行為の種類

| | R4 | R5 | R6 |
|--------------|----|----|----|
| 身体的虐待 | 20 | 24 | 33 |
| 性的虐待 | 4 | 8 | 7 |
| 心理的虐待 | 18 | 21 | 30 |
| 放棄、放置(ネグレクト) | 2 | 2 | 4 |
| 経済的虐待 | | 5 | 4 |

・ 1件で複数の種類の虐待が行われた場合もあるため重複回答

3 県の取組について

(1) 研修の実施

虐待の未然防止及び虐待が発生した際に早期発見・迅速な対応ができるよう、市町村職員及び障害者福祉施設を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修を実施している。

* 行政コース・管理者コース 各1回/年 * 動画配信

(2) 障害者権利擁護センターの設置

県社会福祉協議会に障害者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待に関する相談に応じるとともに、障害者虐待防止に関する啓発・広報を行っている。

(3) 虐待通報ダイヤルの設置

埼玉県虐待通報ダイヤル（#7171）を設置し、児童・高齢者・障害者への虐待の通報や相談等を24時間365日受け付け、対応している

令和7年度行政処分の実施状況について

県では、人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求及び不正な手段による指定などがあつた場合、障害者総合支援法第50条第1項に基づき指定の取り消し、全部若しくは一部効力停止など行政処分を実施する。

事例1 障害者支援施設の指定の一部効力停止処分について

- (1) 施設名
視覚障害者支援センター熊谷（施設入所30人、生活介護24人、自立訓練12人）
- (2) 処分内容
新規利用者の受入停止3か月
- (3) 処分理由
前施設長による利用者2人からの現金の窃取（約275万円）は、経済的虐待であり、障害者総合支援法
の人格尊重義務違反及び著しく不当な行為に該当（前施設長が全額返還済）
- (4) 処分年月日
令和7年 7月30日

事例2 障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止処分について

- (1) 事業所名
AMANEKU朝霞溝沼（共同生活援助20人、短期入所2人）
- (2) 処分内容
新規利用者の受入停止3か月
- (3) 処分理由
前管理者が利用者2人から現金の着服（約1,148万円）を行っていたことは、経済的虐待であり、
人格尊重義務違反及び著しく不当な行為に該当（法人から全額返還済）
- (4) 処分年月日
令和7年12月18日

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

2. 令和8年度臨時報酬改定について

埼玉県福祉部障害者支援課

施設支援担当



ひと、くらし、みらいのために
こどもまんなか
こども家庭庁

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

令和8年2月18日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2(1) 就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに伴い、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
 - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 837単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 805単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 758単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 738単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 726単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 703単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 673単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 590単位 |



<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 837単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 812単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 805単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 781単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 758単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 738単位 |
| (D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合 | 726単位 |
| (E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合 | 705単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合 | 703単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 682単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 673単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 590単位 |

○定員21人以上40人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 746単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 717単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 676単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 660単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 637単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 624単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 600単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 526単位 |



| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 746単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 724単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 717単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 696単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 676単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 660単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 641単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 624単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 606単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 600単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 526単位 |

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員41人以上60人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 700単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 674単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 636単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 620単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 600単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 586単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 563単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 494単位 |

○定員61人以上80人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 688単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 662単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 625単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 609単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 589単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 575単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 553単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 485単位 |

<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 700単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 679単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 674単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 654単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 636単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 620単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 602単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 600単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 586単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 569単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 563単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 494単位 |

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 688単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 668単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 662単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 643単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 625単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 609単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 591単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 589単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 575単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 558単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 553単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 485単位 |

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

| | |
|------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 666単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合 | 640単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 605単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 590単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 570単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 557単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 535単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 468単位 |



<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 666単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 647単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 640単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 621単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 605単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 590単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 573単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 570単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 557単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 541単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 535単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 468単位 |

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 748単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 716単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 669単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 649単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 637単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 614単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 584単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 537単位 |

○定員21人以上40人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 666単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 637単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 596単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 580単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 557単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 544単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 520単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 478単位 |

<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 748単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 726単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 716単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 695単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 669単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 649単位 |
| (D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合 | 637単位 |
| (E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合 | 618単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合 | 614単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 596単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 584単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 537単位 |

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 666単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 647単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 637単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 618単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 596単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 580単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 563単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 557単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 544単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 528単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 520単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 478単位 |

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員41人以上60人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 625単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 599単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 561単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 545単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 525単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 511単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 488単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 449単位 |

○定員61人以上80人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 614単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 588単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 551単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 535単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 515単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 501単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 479単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 440単位 |

<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 625単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 607単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 599単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 582単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 561単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 545単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 529単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 525単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 511単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 496単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 488単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 449単位 |

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 614単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 596単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 588単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 571単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 551単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 535単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 519単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 515単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 501単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 486単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 479単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 440単位 |

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 594単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 568単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 533単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 518単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 498単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 485単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 463単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 425単位 |



<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 594単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 577単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 568単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 551単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 533単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 518単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 503単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 498単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 485単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 471単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 463単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 425単位 |

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 682単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 653単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 611単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 594単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 572単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 557単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 532単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 490単位 |



<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 682単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 662単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 653単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 634単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 611単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 594単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 577単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 572単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 557単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 541単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 532単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 490単位 |

○定員21人以上40人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 609単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 584単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 547単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 532単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 511単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 497単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 475単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 438単位 |



| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 609単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 591単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 584単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 567単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 547単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 532単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 517単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 511単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 497単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 483単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 475単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 438単位 |

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員41人以上60人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 564単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 541単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 508単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 493単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 474単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 461単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 441単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 405単位 |



<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 564単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 548単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 541単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 525単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 508単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 493単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 479単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 474単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 461単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 448単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 441単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 405単位 |

○定員61人以上80人以下の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 554単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 530単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 498単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 483単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 465単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 452単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 432単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 397単位 |



| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 554単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 538単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 530単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 515単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 498単位 |
| (C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合 | 484単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合 | 483単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 469単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 465単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 452単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 439単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 432単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 397単位 |

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

| | |
|-------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | 535単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 | 512単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 | 480単位 |
| (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | 467単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | 449単位 |
| (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 | 437単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 417単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 384単位 |



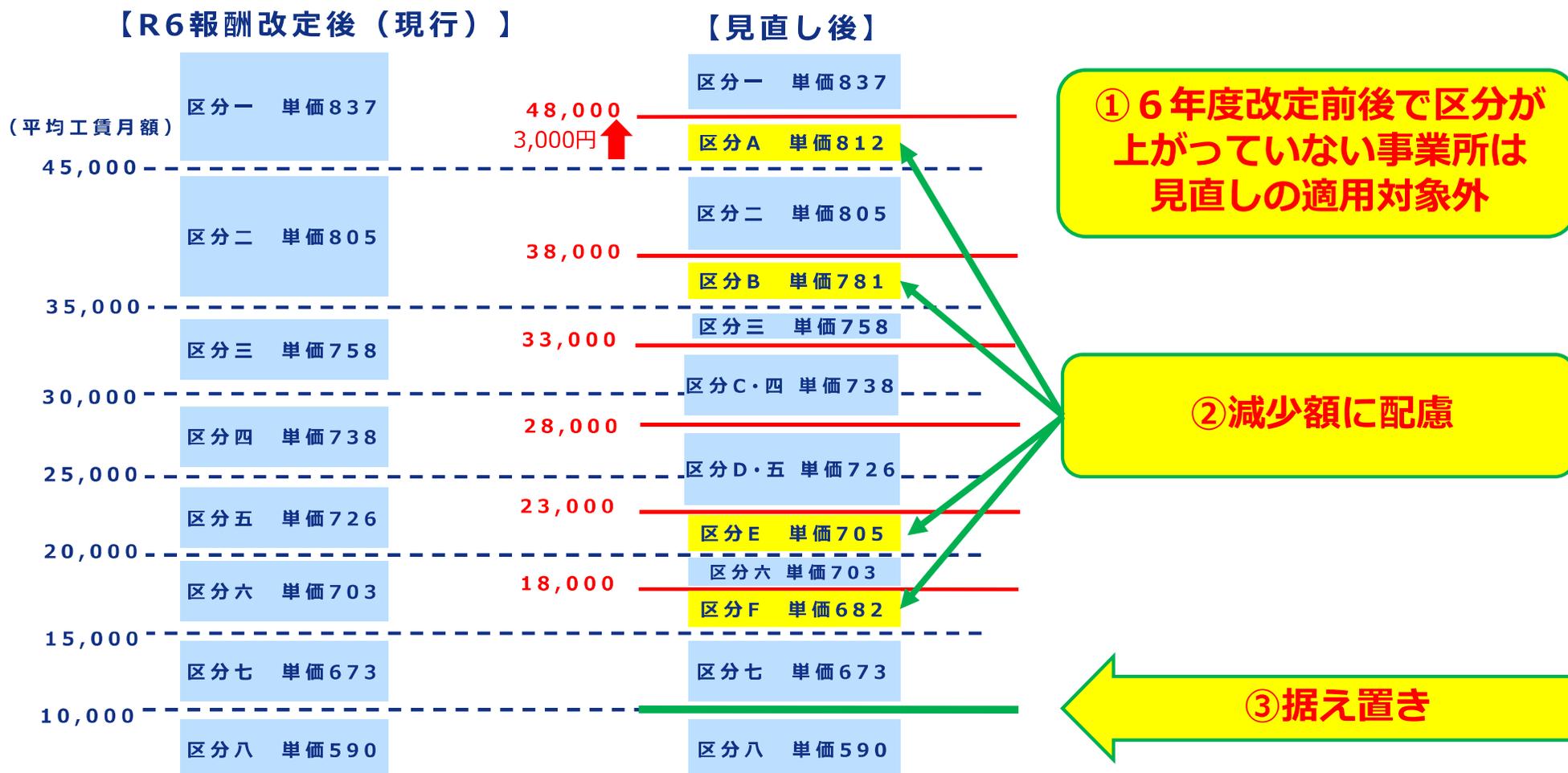
<改定後>

| | |
|--------------------------------|-------|
| (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 | 535単位 |
| (A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合 | 519単位 |
| (二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合 | 512単位 |
| (B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合 | 497単位 |
| (三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合 | 480単位 |
| (C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合 | 467単位 |
| (D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合 | 453単位 |
| (五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合 | 449単位 |
| (E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合 | 437単位 |
| (F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合 | 424単位 |
| (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 | 417単位 |
| (八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 | 384単位 |

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
 - ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても 基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準 6 : 1、定員 20 名以下の場合



2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算(I)(II)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

3. 県への各種届出について

埼玉県福祉部障害者支援課

施設支援担当

県への各種届出について

1 体制届について

事業所において、新たに加算を取得する場合や、既を取得している加算に変更が生じる場合など、報酬を算定する体制に変更が生じる場合は、様式第5号（体制届）の提出が必要。

（1）届出方法

電子申請サービスによる届け出

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay

（2）提出期限

【4月1日・5月1日付で新規加算を取得する場合又は取得している加算の単位数が増える場合】

令和8年4月15日まで

【6月1日～3月1日付で新規加算を取得する場合又は取得している加算の単位数が増える場合】

加算取得・変更月の前月15日まで

例) 令和8年7月1日から算定する場合⇒提出期限：6月15日

(加算の単位数が減少する場合や減算を適用する場合：算定日にかかわらず速やかに提出)

(3) 4月1日変更 体制届提出時の注意事項

○就労継続支援 A 型事業所については、基本報酬の算定区分に関する届け出が必須となる。

(区分の変更の有無にかかわらず)

体制届様式内別紙 5 7 「スコアの公表状況に関する届出書」(変更可能性あり)を添付すること。

○グループホームについては、前年度平均利用者数が変わり、夜間支援対象者数が変わった場合についても提出が必要。

○県ホームページ掲載の体制届様式内別紙 1 「体制状況一覧」(変更可能性あり)に記載のある必要添付書類を確認のうえ、提出すること。

○体制届様式については最新の様式を使用すること。

(令和 8 年度体制届様式及び処遇改善計画書については令和 8 年 3 月末ごろ以下 URL に掲載予定)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

2 処遇改善計画書について

処遇改善加算を新たに取得する場合や、既に取得している処遇改善加算に変更が生じる場合については、体制届の提出に加え、処遇改善計画書の提出が必要。

(1) 届出方法

電子申請サービスによる届け出

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay

(2) 提出期限

【4月または5月から処遇改善加算を算定・変更する場合】
令和8年4月15日まで

【6月以降から処遇改善加算を算定・変更する場合】
新規：処遇改善加算算定月の前々月末日
例) 7月1日から算定する場合⇒提出期限：5月31日

変更：処遇改善加算算定月の前月15日まで
例) 7月1日から算定する場合⇒提出期限：6月15日

3 変更届について

指定内容のうち以下の項目に変更がある場合は、様式第3号（変更届出書）＋必要書類の提出が必要。

○変更届出事項一覧（令和8年3月時点）

- ①事業所(施設)の名称
- ②事業所(施設)の所在地
- ③事業者(設置者)の名称
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ⑦事業所(施設)の平面図及び設備の概要※
- ⑧事業所(施設)の管理者の氏名及び住所
- ⑨事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所
- ⑩事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所
- ⑪主たる対象者
- ⑫運営規程
- ⑬介護給付費等の請求に関する事項
- ⑭事業所の種別(併設型・空床型の別)
- ⑮併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
- ⑯協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
- ⑰障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
- ⑱併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
- ⑲同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
- ⑳役員の氏名、生年月日及び住所

(1) 届出方法

郵送による届け出

送付先住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎1階

(2) 提出期限

変更日から10日以内

※ただし、平面図に変更がある場合は、変更日の4カ月以上前までに事前協議の手続きを済ませた上で、変更日の前々月末日までに変更届を提出すること

(3) 注意事項

○添付書類については県ホームページにて掲載する「変更届出書の添付書類一覧」を参照すること。

○副本・控えを返送希望の場合については、副本と切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

4 廃止届・休止・再開届について

障害福祉サービスを廃止・休止・再開するときは、様式第4号（廃止・休止・再開届出書）の提出が必要。

（1）届出方法

郵送による届け出

送付先住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎1階

（2）提出期限

廃止・休止・再開の1月前まで

（3）注意事項

○事業者がサービスを休止・廃止する際は、サービス提供の継続を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続されるよう、関係者との連絡調整などにより、便宜の提供を行わなければならない。※1

※1 平成29年7月28日厚生労働省事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」より

○就労継続支援A型事業所の廃止については、障害者（労働者）の解雇にあたって、公共職業安定所長への届け出が義務付けられている。※2

※2 令和6年10月28日厚生労働省事務連絡「A型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について」より

5 指定就労継続支援事業所における指定申請の変更点について

○就労継続支援B型の指定申請については、事前協議時等に生産活動シートの提出が必要
(令和8年度から開始予定)

○詳細は令和8年3月末を目途URLにて掲載予定

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s206/index.html>

6 WAMNET（障害福祉サービス等情報公表システム）の報告について

経営情報の見える化の報告が開始されたため、令和6年度決算情報をWAMNET（障害福祉サービス等情報公表システム）にて報告すること。

（未報告事業所については「情報公表未報告減算」の適用の可能性も）

報告期限 令和6年度決算情報→令和8年3月31日まで

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

4. その他注意事項について

①共同生活援助（グループホーム）の運営について

埼玉県福祉部障害者支援課

施設支援担当

共同生活援助（グループホーム）の運営について

1 運営や支援に関するガイドライン

(1) 概要

グループホームにおいて質の高いサービスを提供するため、運営や支援内容に関する基本的な事項を定めたガイドラインを厚生労働省が策定した。

(2) 県HPでの掲載箇所

県HP：「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/32595/guideline.pdf>)

2 地域連携推進会議の実施について

(1) 概要

閉鎖的になりがちな住まいの場における事業運営の透明性を高め、一定の質の確保を目的に、利用者・家族・地域住民の代表者などを構成員とする地域連携会議を開催することが令和7年度から義務化された。

※運営規定への位置付けも必要 ※外部の者による評価（第三者評価）により代替可能

(2) 参考資料

県HP：「地域連携推進会議の手引き」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/32595/chiikirenkeisuishinkaigi.pdf>)

3 日中サービス支援型グループホームの報告・評価の制度

(1) 概要

地域に開かれたサービスとして質の確保を図る観点から、1年に1回以上、所在市町村の自立支援協議会へ事業実施状況を報告して評価を受けるとともに、協議会から必要な要望や助言等を聴くことが義務付けられている。

(2) 必要な手続き

市町村の自立支援協議会が定める期日までに所定の様式にて、市町村に事業の実施状況を報告。

(書類の様式及び提出期日等の詳細については、所在市町村の自立支援協議会所管課にご確認ください。)

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

4. その他注意事項について

②児発管欠如が発生していることに伴う注意喚起

埼玉県福祉部障害者支援課

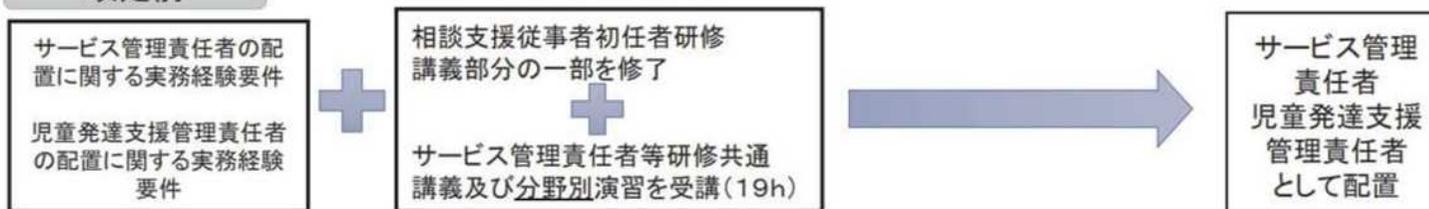
地域生活・医療的ケア児支援担当

(参考) 令和元年度の見直し時の資料

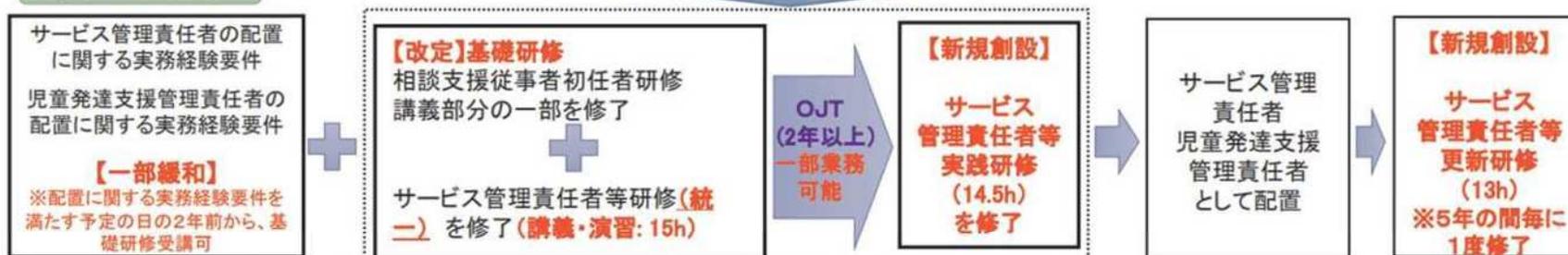
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前



現行 H31(R1)年度～



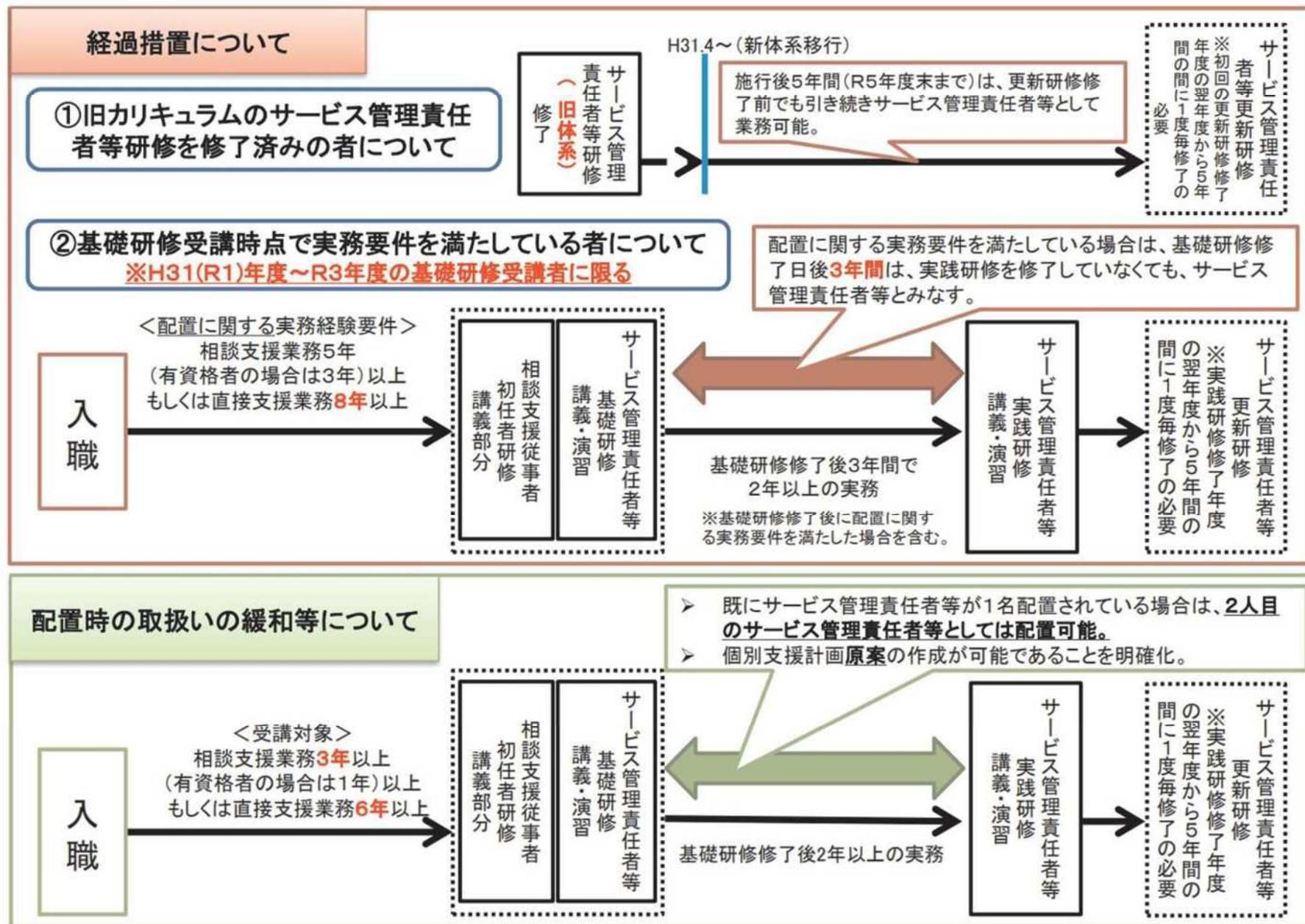
(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

【新規創設】
専門コース別研修

(参考)令和元年度の見直し時の資料

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

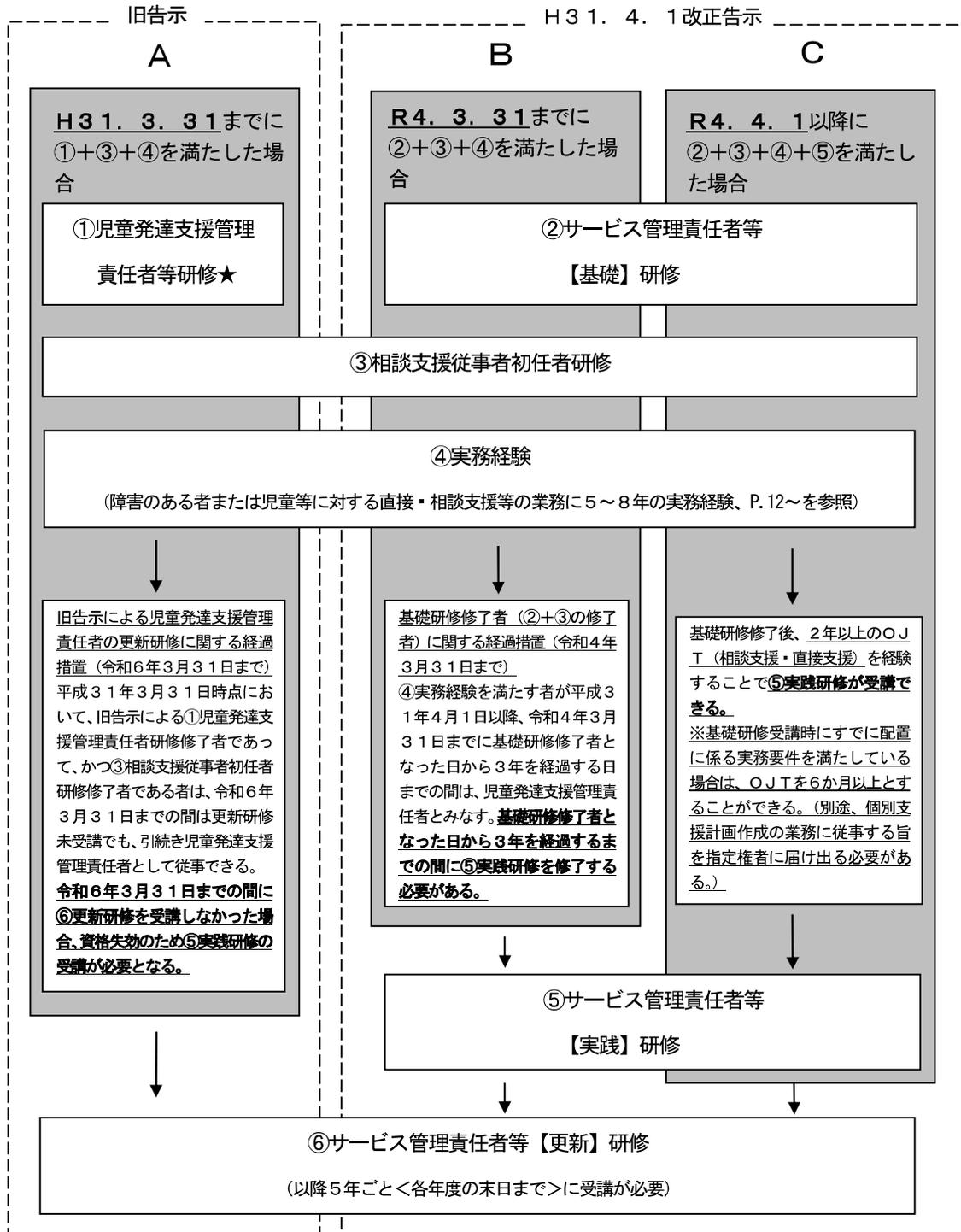


3. 従業員の資格要件等について

(1) 児童発達支援管理責任者について

児童発達支援管理責任者とは、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」にあるとおり、①研修修了及び②実務経験のどちらも満たしている必要があります。

以下AからCのいずれかの要件を全て満たした場合、児童発達支援管理責任者として配置が可能です。



★平成18年～平成31年3月までにサービス管理責任者研修の各分野（いずれの分野でも可）を修了、もしくは、平成24年～平成31年3月までに児童発達支援管理責任者研修を修了していること。

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について

①埼玉県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金について

埼玉県福祉部障害者支援課

施設支援担当

埼玉県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金

1 補助金の概要

障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とするもの。

2 補助対象施設・事業所

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得し、取組を推進する(又は見込み)事業所
 - 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業所
- ただし、下記は対象外となります。
- ・ 令和8年4月以降に新規開設された障害福祉サービス事業所等
 - ・ 計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている障害福祉サービス事業所等

3 申請期間

第2回目：令和8年3月16日（月）～令和8年4月17日（金）厳守

4 埼玉県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金コールセンター

補助金の手続等に関するお問合せは県コールセンターにお願いいたします。
受付時間 9時～17時30分(土日祝日を除く)
電場番号 050-1746-6106

参考 県HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/syogukinkyu.html>

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について

②埼玉県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金について

埼玉県福祉部障害者支援課

施設支援担当

埼玉県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金

1 補助金の概要

障害福祉サービス事業所等が、物価上昇の影響がある中でも、必要な障害福祉サービスを継続できるよう、長距離の訪問・送迎に伴い必要となる経費や、大規模災害発生時に必要な設備・備品の購入費用など将来必要となる経費に対して補助金を交付する。

2 補助対象施設・事業所

- 県指定(和光市は含む)障害児・者支援施設及び障害福祉サービス事業所で、かつ令和8年3月1日現在においてサービスを提供している施設・事業所
<補助対象外>
- 政令市・中核市指定の事業所、設置者が市町村(指定管理者制度により市町村以外の者が運営する場合を含む)及びみなし事業所
- 介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金を申請した事業所

3 補助上限額

| 区分 | 事業所の規模 | 補助上限額 |
|-----|-------------------------|-------|
| 入所系 | 定員1人当たり | 6千円 |
| 通所系 | 1か月当たり延べ利用者数~300人 | 200千円 |
| | 1か月当たり延べ利用者301人~600人 | 300千円 |
| | 1か月当たり延べ利用者数601人~ | 400千円 |
| 訪問系 | 同一建物減算がある場合(居宅介護) | 200千円 |
| | 1か月当たり延べ訪問回数~200回 | 300千円 |
| | 1か月当たり延べ訪問回数201回~2,000回 | 400千円 |
| | 1か月当たり延べ訪問回数2,001回~ | 500千円 |

4 申請期間

令和8年4月上旬から令和8年5月中旬(予定)

5 事業の流れ

- ① 交付申請
- ② 交付決定(令和8年7月予定)
- ③ 備品等の購入(令和8年7月予定~令和8年9月末予定)
- ④ 実績報告書の提出(令和8年9月末予定)
- ⑤ 確定通知書の送付
- ⑥ 補助金の支払(令和8年12月予定)

6 県HP、コールセンター

令和8年4月に掲載、開始予定

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について

③障害者就労施設生産性向上支援事業について

埼玉県福祉部障害者支援課

施設支援担当(就労)

新規

障害者就労施設生産性向上支援事業

1 補助制度について

(1) 事業概要

- ・ 生産活動の充実を図る障害者就労施設に対して、生産活動に使用する備品設備や共同作業の拠点整備に必要な費用を補助する。
- ・ 併せて、障害者就労施設のニーズに応じ、専門家派遣による支援も行う。

活用例

備品設備・・・オーブンなどの厨房機器、トラクターなどの農業機器、移動販売用キッチンカー等
拠点整備・・・紙文書電子化等のデジタル業務共同作業場（パソコン・複合機購入、セキュリティ整備等）

(2) 補助対象・上限額【予定】

- ・ 対象：就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所 ※原則、政令市・中核市を除く
- ・ 上限額：①生産活動に使用する備品設備 1事業所当たり 1,000万円（補助率10/10）
②共同作業の拠点整備※ 1拠点当たり 3,000万円（補助率10/10）

※ 拠点では、異なる法人の複数事業所が生産活動を行うことを要件とする。

(3) スケジュール【予定】

| 項目 | スケジュール |
|-----------------|---------------|
| 補助金申請受付 | 令和8年5月中旬～6月中旬 |
| 交付決定 | 令和8年7月 |
| 備品設備導入、拠点整備完了期限 | 令和9年3月 |

※ 補助金交付要綱や申請方法等については、令和8年度に改めて周知します。
補助上限額等については、変更となる可能性もございますので、御了承ください。

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について

④性被害防止対策に係る備品購入補助について

埼玉県福祉部障害者支援課

医療的ケア児・地域生活支援担当

事業の目的

- こどもの安全安心なプライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業

- ・ 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
- 【負担割合】 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4
- 【補助基準額】 1施設又は事業所当たり 100千円以内

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について

⑤障害児（者）施設等の整備、財産処分等について

埼玉県福祉部障害者支援課

法人指導・施設整備担当

障害児(者)施設等の整備について①

1 補助制度について

(1) 障害児(者)施設整備費補助金の概要

- ・ 社会福祉法人等が行う施設整備（施設・事業所の創設、改築、大規模修繕等）に要する費用の一部を補助するもの。
- ・ 県費補助額 3/4（国2/3、県1/3）、事業者負担 1/4 ※補助額に上限あり

(2) 令和9年度施設整備方針及び協議の手引き

- ・ 補助にあたり、毎年度県の採択に係る方針及び事務処理の詳細を「施設整備方針」及び「協議の手引き」として、県のホームページで公表します。

公表時期：4月上旬予定

HP掲載場所：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/jyoseijigyou/sisetuseibihozyo.html>

障害児(者)施設等の整備について②

(3) 協議書の提出 令和8年7月31(金) 【厳守】

| | |
|----------|--|
| 協議・相談の窓口 | 協議するサービス種別 |
| 県福祉事務所 | 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所(グループホームを除く)、障害児入所施設、児童発達支援センター |
| 県障害者支援課 | グループホーム、障害児通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス) |

さいたま市、川越市(※)、越谷市(※)、川口市(※)は、各市が窓口です
 ※障害児入所施設、児童発達支援センターは県福祉事務所が窓口

(4) スケジュール(令和8年度に県に協議書を提出した場合)

| | 県 | 設置主体(事業者) |
|-----------------|-------------------------------|--|
| 協議年度 (R8) | 県審査会(11月) ← 国協議書作成依頼(3月) → | 県協議書の提出(7月末) |
| 整備年度 (R9) | 補助金内示(7月上旬) ← | 国協議書の提出(4月頃) 入札・契約 <u>工事着手</u> ~ 事業完了(3月末) |
| 事業開始年度 (R10) | | 事業開始 |

障害児(者)施設等の整備について③

2 財産処分の手続きについて

補助金の交付を受けて整備された施設や設備について、処分制限期間内に処分（転用や譲渡、取壊しなど）する場合は、あらかじめ埼玉県知事の承認を受ける必要があります。

○財産処分の種類

| | |
|-----|----------------------------|
| 転用 | 補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用 |
| 譲渡 | 補助対象財産の所有者の変更 |
| 交換 | 補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換 |
| 貸付 | 補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更 |
| 取壊し | 補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと |
| 廃棄 | 補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること |

○処分制限期間（一例）

| | | 構造・用途等 | 処分制限期間 |
|--------|------------------------|--------------|--------|
| 建物 | 鉄筋コンクリート造 | 通所事業所 | 50年 |
| | | 入所施設・グループホーム | 47年 |
| | 木造 | 通所事業所 | 24年 |
| | | 入所施設・グループホーム | 22年 |
| 建物付属設備 | 冷暖房設備 | 13年、15年 | |
| | 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 | 8年 | |

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

- ・対象：要配慮者利用施設（浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある施設で市町村地域防災計画に記載がある施設）
- ・義務：①避難確保計画の作成 ②市町村防災担当課への報告（作成／変更時）
③避難訓練の実施

※対象施設で避難確保計画を作成していない事業所は、速やかに作成し市町村の防災担当課へ報告してください。併せて、定期的に避難訓練を実施してください。

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について

⑥重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進について

埼玉県福祉部障害者支援課

法人指導・施設整備担当

重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進

県では、入所施設等から地域生活への移行を進めるため、重度の障害者も安心して生活できるグループホームの整備促進を以下により行っています。

1 整備補助（重度障害者グループホーム整備促進事業（県単独事業・R8予算：24,000千円））

入所施設等から地域生活への移行のため、空き家等を重度障害者が入居できるグループホームに改修するための補助事業

- (1) 募集時期：5月頃
- (2) 補助上限額（補助率 県3/4 法人1/4）
 - ・スプリンクラー設備工事有り：8,000千円
 - ・スプリンクラー設備工事無し：6,000千円
- (3) 補助対象法人…障害者支援施設、生活介護又は共同生活援助を行う事業所を運営している法人であること。その他、重度障害者の支援実績等の要件や、整備後に重度障害者の入居を担保するための規定あり。

2 研修事業（埼玉県障害者グループホーム職員研修（世話人、生活支援員向け））

- (1) 募集時期：9月頃
- (2) 基礎研修…支援事例や講義を通じて、入居者支援に必要な知識を学ぶ。
※研修受講者が、当該研修の内容に基づき当該年度内にグループホーム職員に対し研修を行うことで、「事業所職員に対し年1回以上実施する必要がある「虐待の防止のための研修」」（指定基準第40条の2）とすることも可能。
- (3) スキルアップ研修…強度行動障害の方など支援が極めて難しい障害者の支援スキルを学ぶ。

3 登録制度（彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホーム）

重度障害者が入居しているグループホームの運営事業者が自ら入居者支援の安心宣言を行い、基準に適合するグループホームを、県が登録・公表する。

- (1) ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/anshinsengen-grouphome.html>
- (2) 登録申請期間：毎年度6月1日から6月30日まで【予定】
- (3) 登録期間：3年間

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について

⑦障害者施設等新入職員交流会について

埼玉県福祉部障害者支援課

法人指導・施設整備担当

障害者施設等新入職員交流会について

1 概要

県内の障害者施設等に新たに採用された職員の方々を激励するとともに、異なる施設で働く職員同士が横のつながりを持てるよう交流会を開催します。

2 令和8年度障害者施設等新入職員交流会（予定）

（1）実施日・場所

- ・令和8年5月25日（月）
- ・彩の国すこやかプラザ（さいたま市）

※通知予定日；令和8年4月3日（金）

（2）参加対象職員（先着順）

- ・県内の障害者支援施設等に令和7年5月以降に採用された職員

（3）内容

- ・ボッチャ体験／大会
- ・グループワーク（年次の近い先輩職員がファシリテーターとして参加）

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

5. 令和8年度における障害者支援課の補助・支援制度について

⑧強度行動障害者の地域移行・定着支援に向けた支援について

埼玉県福祉部障害者支援課

強度行動障害者の地域移行・地域定着に向けた支援

【予算額】9,500千円

新規

担当 障害者福祉推進課 障害福祉・自立支援医療担当
内線 3306

目的

強度行動障害を有する児者を受け入れる施設・事業所を支援するため、広域的支援人材を配置し、障害特性のアセスメントや環境整備、職員への助言を行うことで、強度行動障害を有する児者の地域移行・定着を促進する。

事業概要

1 強度行動障害者の地域移行・地域定着支援事業 9,500千円

(1) 強度行動障害者の地域移行・地域定着支援（新規） 9,500千円

強度行動障害者への支援の専門家（広域的支援人材）を配置し、強度行動障害に関する専門的知見から施設・事業所等を支援し、地域移行・定着に向けた支援を行う。

〔支援内容〕

- ・地域の受け皿となる事業所や強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所に対する個別支援の実施
- ・地域の関係機関を含めた連携体制の構築支援
- ・好事例の共有により、他の事業所への横展開を図る



令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

6. 知的障害児の知的障害者施設への受入れ協力のお願について
障害児の一時保護委託に係るアンケート協力のお願について
-

熊谷児童相談所

埼玉県福祉部こども安全課 児童虐待対策担当

知的障害児の知的障害者施設への 受入れ協力のお願いについて

令和8年3月23日

令和7年度障害福祉サービス事業所管理者及び障害児（者）施設長会議

埼玉県児童相談所

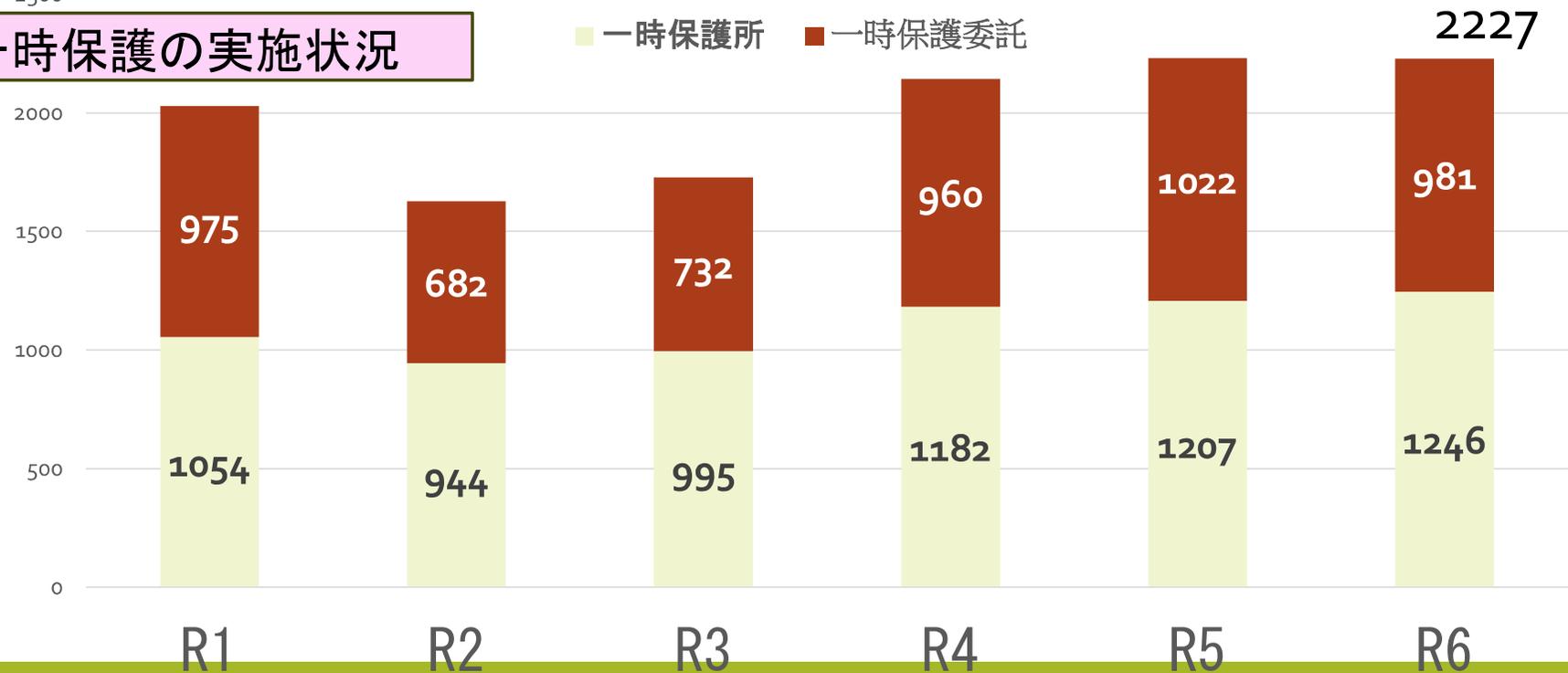
児童相談所 一時保護の状況

- 児童相談所は、児童虐待、養育者不在、親子不調などの相談や通告を受け、子どもの命、安全を守るため、一時的にその養育環境から離す「一時保護」を行うことがあります。
- 「埼玉県」は8つの児童相談所を運営し、うち6つの児相に一時保護所があります。
- 一時保護は児相の一時保護所のほか、児童福祉施設、医療機関、里親などに「一時保護委託」という形でお願いすることもあります。

2500

一時保護の実施状況

■ 一時保護所 ■ 一時保護委託



一時保護所の入所状況

○児童相談所の一時保護所は中央、所沢、越谷、南、熊谷、朝霞の6児相にあり、定員は各30名。

(1) 過去5年間の入所率の推移(全保護所分)

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 一日平均児童数 | 116.9 | 117.6 | 124.7 | 145.8 | 162.7 |
| 定員 | 120 | 120 | 120 | 150 | 150 |
| 入所率 | 97.4% | 98.0% | 103.9% | 97.2% | 108.5% |

R5熊谷保護所・開所

(2) 一時保護所の一日平均児童数(令和7年4月～令和8年2月)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一日平均児童数 | 150.3 | 156.5 | 176.3 | 187.7 | 194.4 | 197.8 | 210.5 | 201.0 | 208.3 | 201.8 | 208.9 |
| 定員 | 150 | 150 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 入所率 | 100.2% | 104.3% | 97.9% | 104.3% | 108.0% | 109.9% | 116.9% | 111.7% | 115.7% | 112.1% | 116.1% |

R7.6朝霞保護所・開所

一時保護児童の施設入所待機状況

R7.11.1現在

●R7年11月1日時点の一時保護児童数

| | |
|-----------|---------------|
| 一時保護所 | 198人 |
| 一時保護委託 | 154人 |
| 合計 | 352人…A |

●施設入所待機状況

| | 児童養護施設 | 児童自立支援施設 | 児童心理治療施設 | 知的障害児施設 | その他 | 計 | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|-----------|
| 2年以上 | 1 | 1 | | 2 | | 4 | |
| 1年以上 2年未満 | 4 | 1 | 3 | 3 | | 11 | |
| 半年以上 1年未満 | 21 | 4 | 5 | 4 | 1 | 35 | |
| 要措置変更 | 19 | | | 3 | 1 | 23 | |
| 小計 | 45 | 6 | 8 | 12 | 2 | 73 | …C |
| 2か月以上 半年未満 | 45 | 13 | 1 | 3 | 3 | 65 | |
| 2か月未満 | 9 | 2 | 1 | 1 | 2 | 15 | |
| 在宅(入院含む) | | 1 | | 2 | 2 | 5 | |
| 小計 | 54 | 16 | 2 | 6 | 7 | 85 | |
| 合計 | 99 | 22 | 10 | 18 | 9 | 158 | …B |

●待機児童の割合 $B/A \times 100 = 44.9\%$ (6か月越え $C/A \times 100 = 20.7\%$)

R7年度 一時保護児童の施設措置状況

R7.11.1現在

●R7施設措置状況(速報値)

| | 児童養護施設 | 児童自立支援施設 | 児童心理治療施設 | 計 |
|---|--------|----------|----------|----|
| 計 | 58 | 23 | 11 | 92 |

【県内施設数(さいたま市含む)】

児童養護施設 22
 児童自立支援施設 2
 児童心理治療施設 2
 障害児入所施設
 (知的5、重心7、肢体1)

●施設入所人数(R7.11.1時点)

| | 児童養護施設 | 児童自立支援施設 | 児童心理治療施設 | 知的障害児施設 | 計 |
|------|--------|----------|----------|---------|-------|
| 県内施設 | 1,012 | 45 | 36 | 93 | 1,186 |
| 県外施設 | 3 | 4 | 27 | 33 | 67 |
| 計 | 1,015 | 49 | 63 | 126 | 1,253 |

※ 児童自立施設は国立施設を除く

※※ さいたま市内施設(さいたま市所管)は県内としてカウント

【参考:R5.11.1時点の県外施設入所児童】

| | | | | | |
|------|---|---|----|----|----|
| 県外施設 | 3 | 3 | 15 | 28 | 49 |
|------|---|---|----|----|----|

知的障害児受け入れのお願い

こどもを受け入れると、基準に沿って子どもの生活費などが支払われます。

一時保護委託

| | | |
|------------------------------|-----------------------|----------------|
| 一般生活費 (食費・光熱水費等込み) | 乳児以外(1歳以上):初日から5日目 | 4,590円(日額) |
| | 6日目から31日目 | 1,270円(日額) |
| | 31日以降 | 1,820円(日額) |
| 一時保護委託手当 (事務費が算定されない施設のみ) | 日額4,630円 | (入所日数から1日差し引く) |
| その他 | 冷暖房費(28円/日)、教育費、医療費など | |

施設入所

- ・15歳以上の障害児であれば、児童の援護市町村と調整して、障害福祉サービスによる施設入所とすることができます。
- ・入所生活費として、障害者(成人)と同額の公費が支払われます。

里親について

養育里親

・保護者が家庭で養育することができない・不
適当と認められるこども(要保護児童)を、預
かって養育する里親。

・委託期間はさまざま、
数週間の短期委託、数
年、十数年と、こどもの
状況やニーズに応じて
異なる。

・長期間委託が続くなど
して、手続きを経て普通
養子・特別養子となる
親子もいる。

専門里親

・虐待によって心身に強
い影響を受けたこども、
非行のあるこども、身体
障害や知的障害、精神
障害のあるこどもを養
育するため、専門的知
識を身につけた養育里
親。

・委託できる人数、委託
期間は限られている。

・必要に応じて、委託期
間の延長が認められる。

養子縁組里親

・将来にわたって親
が養育できない
こどもを、養子縁組前
提で養育する里親。

・委託期間は養子縁
組が成立するまで。

親族里親

・こどもの親が死亡、行
方不明、拘禁、入院や疾
患などで養育できない
場合に、そのこどもの
扶養義務者である親族
(祖父母・きょうだい等)
が育てる里親。

家庭養護のもう一つの形

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)
養育者の家庭の中で、5~6人のお子さんをお預か
りし養育します。

里親になるための要件～研修など

養育里親

養育里親研修を修了していること

専門里親

- ①専門里親研修を修了
- ②次の要件のいずれかに該当
 - ア.養育里親として3年以上の養育の経験
 - イ.3年以上児童福祉事業に従事したものであって、都道府県知事が適当と認めたもの
 - ウ.知事が、ア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたもの
- ③委託児童の養育に専念できること

養子縁組里親

養子縁組里親研修（*埼玉県では養育里親研修）を修了していること

親族里親

要保護児童の扶養義務者及び配偶者であること

・要保護児童の両親等が死亡・行方不明・入院などにより養育が期待できない要保護児童の養育を希望するものであること

・研修は不要

こどもを養育する際に必要な生活費

こどもの委託を受けると、国の基準に沿ってこどもの生活費や教育費が支払われます。
さらに、養育里親と専門里親には里親手当が支給されます。

委託児童一人あたりの月額(金額は令和7年7月25日改訂単価)

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 一般生活費 (食費・被服費等) | 乳児（1歳未満） | : 65,910円（月額） |
| | 乳児以外（1歳以上） | : 57,080円（月額） |
| その他 | 幼稚園費・教育費・部活動費・学習塾費・入進学支度金・ 大学進学等支度費・就職支度費・医療費・通院費など | |
| 里親手当 | 養育里親 | 90,000円（二人目以降：90,000円）（月額） |
| | 専門里親 | 141,000円（二人目以降：141,000円）（月額） |

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

7. 県立特別支援学校生徒が生活介護事業所へ入所する際の課題

埼玉県特別支援教育課
特別支援学校就労支援担当

県立特別支援学校生徒が生活介護事業所へ入所する際の課題

令和6年度県立特別支援学校高等部卒業生の進路分布

| | 卒業者数 | 進学 | 就職 | 職業訓練校 | リハビリテーションセンター | 施設等 | 在家庭 | 家事手伝い | その他 |
|----|--------|------|-------|-------|---------------|-------|------|-------|------|
| 人数 | 1,097 | 16 | 394 | 2 | 1 | 632 | 33 | 0 | 19 |
| 割合 | 100.0% | 1.5% | 35.9% | 0.2% | 0.1% | 57.6% | 3.0% | 0.0% | 1.7% |

※施設等は、生活介護事業所、自立訓練、地域活動センターを含みます。

1. 施設の受け入れ状況・空き問題

【困難なこと】

- 空きがない状況、受け入れ枠の不足が共通の課題である。
- 施設数の少なさや、地域的偏在により選択肢が限られている。

【対応策】

- 生活介護事業所を学校に招いて説明会を実施。
- 毎年、行政との勉強会を実施している市がある。(要望と回答の話し合い)
- 通所の距離を伸ばして希望の範囲を広げてもらう。
- 保護者に複数見学を打診する。(2年生時に第一希望以外の事業所を見学してもらう等)
- 関係諸機関との連絡を取り合う。

2. 障害特性による対応困難

【困難なこと】

- 重度行動障害や医療的ケアを要する生徒の受け入れ難しさ。
- 他害傾向、自傷・他傷のある生徒受け入れに制限がある。
- 障害重複(聴覚+知的重複等)への支援体制が不足。

【対応策】

- 障害理解の推進のため、実習を通して事業所側に生徒の実態を知ってもらう。
- 重度の方や他害のある方の対応は早めから対応をすること。
- 強度行動障害、他害傾向のある利用者を多く受け入れている事業所を利用する。
- 校内相談支援会議で他害傾向のある児童生徒の情報共有。
- 市の会議に参加して医療的ケアを受け入れる事業所の必要性を訴え続ける。(→次年度に開所予定になった。)
- 通過型(利用期間に定めがある)の入所施設を利用し、数年後の地域移行を目指す。

3. 保護者対応・ニーズ調整の課題

【困難なこと】

- 保護者の強い希望や要求、多様なニーズへの対応の難しさ。
- 保護者の状況・体調の影響で受け入れに影響が出る場合。
- 保護者の希望場所に入れないことによる不満や混乱。

【対応策】

- 居住地の事業所に限りがあるため、近隣市区町の情報収集し、保護者へ状況提供を行う。
- 保護者本人へ決まらない要因を伝え、改善していただく。
- 事業所の理念や運営について保護者に知ってもらう説明会を実施して、保護者の理解を促す。

特別支援学校の在校生や卒業生より入所の相談があった場合は、
御対応いただければ幸いです。

御清聴ありがとうございました。

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

8. 障害者の施設の木造・木質化と補助金について 埼玉県木造建築技術アドバイザー制度について

埼玉県農林部森づくり課

木材利用推進・林業支援担当

令和7年度障害福祉サービス事業所管理者及び 障害児(者)施設長会議

農林部 森づくり課 木材利用推進・林業支援担当
技師 金井 るみ

(1) 障害者施設の木造化・木質化のメリットと補助金について

施設を木造化・木質化するメリット<例>

疲労感を緩和する効果

湿度を調整する効果

リラックス・癒しの効果

免疫力アップの効果

モチベーション・積極性を
高める効果

さらに気になる方はこちらへ



内装木質化した建物事例とその効果
(林野庁HP)

(1) 障害者施設の木造化・木質化のメリットと補助金について

でも

木造化・木質化するとコストが高くなる…？



(1) 障害者施設の木造化・木質化のメリットと補助金について

コストは他の構造より抑えられる場合があります！

例

補助制度の活用



次スライドで
紹介

技術的な知識



埼玉県木造建築技術
アドバイザー制度

(参考) 木造建築のコストの事例について

- 木造建築物は**躯体が軽量**になることから**基礎工事のコスト面で優位性**を発揮。平屋や2階建ての中大規模建築物のみならず、3階建て建築物でも、**木造の方が他構造より低コスト**となる事例が見られる。

■ 平屋建てドラッグストア

- 木造の方が鉄骨造より**16%低コスト** ※躯体・基礎工事

| | 木造 | S造 | 木/S |
|---------------------------|------------------------|------------------------|-------------|
| 計 | 57,800円/m ² | 68,897円/m ² | 0.84 |
| 躯体工事 (基礎以外) | 22,328円/m ² | 24,834円/m ² | 0.90 |
| 基礎工事 (基礎・地盤改良費) | 35,472円/m ² | 44,063円/m ² | 0.81 |

岐阜県が公表している「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」(令和4年3月)を元に林野庁が作成

※実際に建設された鉄骨造平屋建て1158m²のドラッグストアについて、木造に置き換えて設計した場合の躯体工事費のコストを比較したもの

※躯体工事の費用であり、内装、仕上げ等の工事費は含まれていない

■ 2階建て小学校

- 木造の方が鉄筋コンクリート造より**9%低コスト**

| | 木造 | R C造 | 木/RC |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 計 | 119,195円/m ² | 131,391円/m ² | 0.91 |
| 躯体・その他 工事 | 106,271円/m ² | 100,390円/m ² | 1.06 |
| 杭・地盤改良等 (仮設・土工込) | 12,924円/m ² | 31,001円/m ² | 0.42 |

木造公共建築物誘導経費支援事業報告書 (H30 木を活かす建築推進協議会) の「木造勾配天井」の場合

※実在する鉄筋コンクリート造 (RC造) の2階建て小学校について、木造に置き換えた場合の構造設計・積算を行い、m²単価のコストを比較

■ 3階建て集合住宅

- 木造の方が鉄筋コンクリート造より**3%低コスト**

| | 木造 | R C造 | 木/RC |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 計 | 241,523円/m ² | 248,876円/m ² | 0.97 |
| 躯体・ その他工事 (内部工事含む) | 222,169円/m ² | 197,187円/m ² | 1.13 |
| 基礎工事 | 19,354円/m ² | 51,689円/m ² | 0.37 |

(公財) 日本住宅・木材技術センターが令和7年3月31日に公表した「CLT実証事業の事例に関するコスト分析報告」を元に林野庁が作成

※実際に建築した3階建ての木造集合住宅 (377.5m²: CLTパネル工法) にうち、同一プランで鉄筋コンクリート造とした場合の積算を行い、コストを比較

■ 3階建て中規模ビル

- 木造は鉄骨造より**4%程度の増**

「中規模ビル3階建て事務所の木造化標準モデル」(増補版)
(日本住宅・木材技術センター)

※3階建て事務所の木造化標準モデルの建設コストと、同等規模の鉄骨造モデルについて、概算の建設コストを比較

(1) 障害者施設の木造化・木質化のメリットと補助金について

林業・木材産業構造改革事業

公共建築物の木造化・内装木質化に係る費用の一部を補助します

| | 木造化 | 内装木質化 |
|-------|---|-------|
| 補助率 | 15% ※条件を満たせば1/2 | 3.75% |
| 要件(例) | 県産材を一定数量以上活用する必要あり | |
| 財源 | 国庫補助金(林野庁所管) | |
| 窓口 | 埼玉県農林部森づくり課 木材利用推進・林業支援担当 TEL: 048-830-4318 メール: a4300-11@pref.saitama.lg.jp | |

その他の補助金の情報は林野庁HPへ



建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧
(林野庁HP)

(2) 埼玉県木造建築技術アドバイザー制度について

建築物の木造化・木質化に取り組もうとする地方公共団体及び民間事業者を、
県が認定したアドバイザーが技術的助言や情報提供により支援します

Point

相談費用は**無料**です！

Point

計画から設計、施工、維持管理まで**幅広く疑問解消を支援します！**

<例1>

埼玉県産木材を上手に調達する
方法はある？

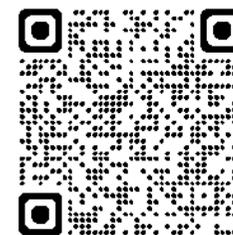
<例2>

コストを抑えた木造設計は
可能？

<例3>

木造・木質化のメンテナンスの
ポイントは？

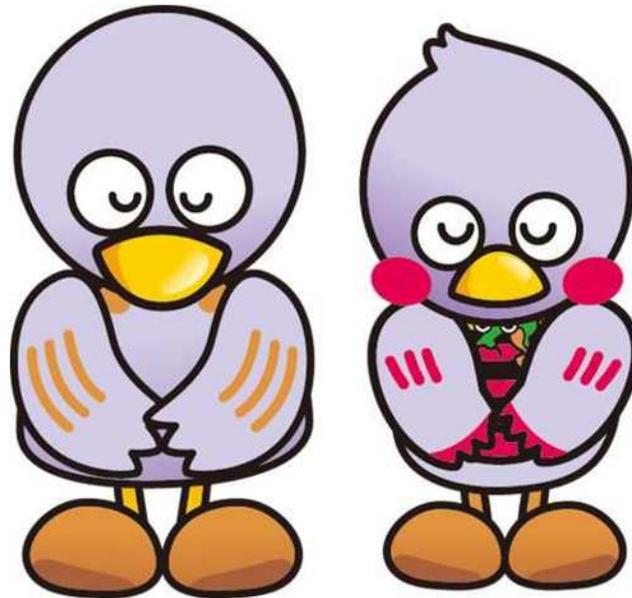
詳細はこちらへ



木造建築技術アドバイザーについて
(県HP)

＼ 県森づくり課では、木造化・木質化をサポートします ／

ご清聴ありがとうございました



「建築物に木材を使うと、どんな良いことがあるの？」

— 「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」のご紹介 —

建築物の木造化・内装木質化を検討したものの、組織内や金融機関などから「建築物に木材を使うとどのような良いことがあるのか」などと問われて、十分な理解を得られなかったことはありませんか？

これに対して、林野庁が作成した『建築物への木材利用に係る評価ガイドンス』では、建築物への木材利用の効果を整理し、各効果の評価項目・評価方法を示しています。

本ガイドンスを使えば、誰でも建築物への木材利用の意義を体系立てて説明できます。是非ご利用ください。



① 木材利用は、カーボンニュートラルな社会の実現に貢献します

建築物のエンボディドカーボンの削減に貢献します

木材は、製造時のCO₂排出量が鉄やコンクリート等よりも比較的少ないため、木材を使えば、建築物のライフサイクル全体のうち、資材製造段階などの排出量（エンボディドカーボン）を削減できます。



建築物に炭素を貯蔵します

木材は、森林が吸収したCO₂を炭素として貯蔵するため、建築物に使うことで、長期間にわたり炭素を貯蔵できます。



② 木材利用は、持続可能な資源の利用に貢献します

「デュー・デリジェンス」の実施により、森林への悪影響等を回避できます

利用する木材が、持続可能な方法で生産されたことを確認（デュー・デリジェンスを実施）することで、森林の違法伐採や森林破壊などのリスクを回避できます。



森林資源の活用により、地域経済の活性化に貢献します

国内・地域で生産された木材を使えば、林業・木材産業の発展を通じて、地域の社会経済の維持・活性化に貢献できます。



サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に貢献します

木材は、①再生可能な天然素材であり、②CO₂排出削減と炭素貯蔵に貢献し、③バイオマスエネルギーとしても利用可能な資源です。



③ 木材利用は、快適な空間の実現に貢献します

内装木質化により、利用者の心身面、生産性などに良好な効果をもたらします

建築物の内装を木質化することは、心理面、身体面、衛生面、学習・生育面、生産性などに良好な効果があることが確認されています。



林野庁

【参考②】

評価分野1 カーボンニュートラルへの貢献

評価項目 ① エンボディドカーボンの削減

ライフサイクルアセスメント(LCA)により算定した、建築物に利用した木材の製品製造に係る温室効果ガス(GHG)の排出量を示します。



評価項目 ② 炭素の貯蔵

林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」に基づき炭素貯蔵量を示します。



評価分野2 持続可能な資源の利用

評価項目 ① 持続可能な木材の調達 (デュー・デリジェンスの実施)

木材について、以下を確認したことを示します。



評価項目 ② 森林資源の活用による地域貢献

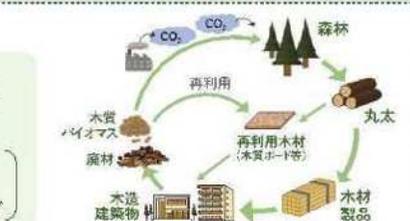
地域産材・国産材の利用状況を示します。
地域産材の活用を目的とした、建築物木材利用促進協定等を締結していることを示します。
木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示します。



評価項目 ③ サーキュラーエコノミーへの貢献

サーキュラーエコノミー（循環経済）の観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示します。
循環性を意識した取組(※)の実施について示します。

(※) 木材利用による再生不可能な資源の利用削減
・再利用木材(木質ボード等)の利用
・解体時の環境負荷を低減する設計の採用 など



評価分野3 快適空間の実現

評価項目 内装木質化による心身面、生産性等への効果

建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示します。



お問合せ先：林野庁 木材産業課 住宅資材班 03-6744-2295

ガイドンスの詳細はこちらからご確認ください
https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/esp_architectur.html



令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

9. 障害者雇用推進への取組「業務サポートオフィス」

埼玉県警務部警務課 企画第二係



埼玉県警察「業務サポートオフィス」について

埼玉県警察警務部警務課

1 業務サポートオフィスとは

概要

県警内の各所属の業務補助を目的として各所属で処理している定型的な業務を集約し、効率的に処理する部署

職員構成

県警本部警務部警務課に設置され、警察官・事務職員及び会計年度任用職員(7人程度)で運用

場所

県庁第二庁舎地下1階

令和8年度中に執務室改修予定

会計年度任用職員

- ・業務を担う会計年度任用職員は、障害者を雇用
- ・障害者は週20時間勤務
- ・平日のうち、勤務曜日や勤務時間は職員の意向を反映



職員が互いに理解し合いながらともに働きやすい職場を目指します。



2 職員の仕事内容

手作業

- ・書類のコピー
- ・書類の封入・封かん
- ・シール貼り
- ・ポスター等仕分け
- ・啓発品作成・袋詰め
- ・会議場設営 等

書類の封入・封かん



ポスター仕分け



機器作業

- ・感謝状等の作成
- ・紙資料のPDF化
- ・アンケート集計
- ・データ入力
- ・音声テキスト化 等

データ入力



障害の程度・本人の特性にあった業務

職員の能力向上となる業務

令和7年度障害福祉サービス事業所等施設長会議

10. 旧優生保護法補償金等について

埼玉県福祉部健康長寿課

母子保健担当

施設職員のみなさまへ

旧優生保護法による優生手術等を受けた方はいませんか？

優生保護法は、1948(昭和23)年から1996(平成8)年まで存在した法律です。この法律では、優秀な人類を後世に遺そうという「優生思想」にもとづき、不良な子孫の出生を防止することを目的として、病気や障害などのある方に対して優生手術(子どもができなくなる手術)が実施できることを定めていました。

令和6年7月3日の最高裁判決により、旧優生保護法上の規定は憲法違反であること、この立法行為は国家賠償法上違法であるという判決がされました。

この判決をふまえ、国は、旧優生保護法により被害を受けた方々のために、補償金を支給することとしました。

対象者と思われる方がいるときは、相談窓口へご相談ください

施設に入所するとき
優生手術をするように
言われた…

病気が遺伝する
という理由で手術を
受けさせられた…



出産と同時に
不妊手術をされた…

本人に知らされないまま
手術をされたケースもあります。

このようなお話を聞いたことはありませんか？

ご家族や職場の方のお話、生育歴の記録など、職員の皆様がお気づきになったことがきっかけで、補償金の請求につながった事例もあります。

一人でも多くの対象者に情報を届けられるようご協力ください。

※補償金の詳細は裏面をご覧ください。

こんなときでも
ご相談を！

優生手術をした方を
知っているけど
亡くなってしまった…

令和7年1月から、**ご遺族の方も**補償金の
請求ができるようになりました！

書類作成が大変そうで
請求は難しいかも…

弁護士による請求サポートを無料で
受けられます！

埼玉県 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

月曜日から金曜日 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始除く)

☎ 048-831-2777(直通) FAX 048-830-4804

✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp

来庁されてのご相談も可能です。電話やメール等でご予約ください。

県HPはこちら



補償金の支給

【請求期限】令和12年1月16日

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者
(本人が亡くなっている場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、ひ孫または甥姪))

支給額：本人 1500万円 配偶者 500万円

優生手術等一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320万円

人工妊娠中絶一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額：200万円

もっと詳しく
知りたいときは!

周知協力員が制度をわかりやすく説明します!

周知協力員とは?

埼玉県は、障害者団体等から推薦いただいた方を「周知協力員」に認定しています。

周知協力員は、優生手術を受けた方やその可能性がある方、ご家族、施設職員等の関係者が集まる場で、旧優生保護法補償金等支給法についての講習を行います。

講習の内容(例)

優生保護法の概要、優生手術について、
埼玉県の状況、旧優生保護法補償金等支給法
の概要、相談窓口について等

時間

講習の開催時間は15分程度です

講習開催の条件

- 5人以上の集会であること
- 優生手術等を受けた可能性のある方、
関係する施設職員、家族等が集まる場であること

※営利、政治及び宗教活動並びにこれらと誤解を招く活動を行うことはできません。

施設職員の研修会、
団体の総会など



コバトン&さいたまっち

申込方法

埼玉県健康長寿課にご連絡ください(電話:048-830-3561)

※普段関わりのある障害者団体に周知協力員が在籍しているときは、周知協力員に直接ご確認ください。

埼玉県 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

保健医療部 健康長寿課 母子保健担当